

## 落札者決定基準 (東区役所にこにこルーム運營業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する東区役所にこにこルーム運營業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(50点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(50点満点)} \\ \hline \end{array}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「ルーム運営方針・運営計画」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

| 評価の目安         | 評価点 |
|---------------|-----|
| 非常に優れている      | 5   |
| 優れている         | 4   |
| 標準である         | 3   |
| やや劣っている       | 2   |
| 劣っている         | 1   |
| 記述がない（評価できない） | 0   |

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が30点未満の場合は、失格とする。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

| 評価項目           | 評価事項  | 配点  | ウェイト | 評価点   |  |
|----------------|---|-----|------|---|--|
| ① 事業活動実績       | <p>事業者の活動内容が記載されており、本業務との類似事業活動実績や就学前の子育て親子などを対象とした活動実績を十分に有しているか。</p>  | 5点  | 1    |   |  |
| ② ルーム運営方針・運営計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方針が、業務の趣旨・目的を的確に認識したうえで、子どもの権利擁護の観点を踏まえて具体的に示されており適切なものか。</li> <li>・業務の目的を達成するため、業務仕様に沿った具体的な運営計画（子育て及び子育て支援に関する講習等の企画も含む。）が示されているか。また、子育て親子のニーズを踏まえ、開設日における一連の業務の流れが示されており適切なものか。</li> <li>・子育て及び子育て支援に関する講習等の企画内容は、子育て家庭の育児に関する知識の習得等による育児力向上に資するとともに、地域の子育て支援の担い手を育成するという視点に立ったものであるか。</li> <li>・事業者の活動実績によるノウハウが、運営方針、運営計画に活かされているか。</li> </ul> | 10点 | 2    | 5. 非常に優れている<br>4. 優れている<br>3. 標準である<br>2. やや劣っている<br>1. 劣っている<br>0. 記述がない |  |
| ③ 運営体制         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任者及びスタッフについて、必要な資格を有する人員及びスタッフが必要数配置されているか。</li> <li>・本業務へのバックアップ体制は具体的で適切なものか。</li> <li>・子育て親子に安心され信頼されるスタッフの継続的配置を踏まえ、子育て支援スキルの向上策など人材育成の考え方が具体的に示されており、適切なものか。</li> </ul>   | 10点 | 2    |   |  |

|                 |   |         |   |  |  |
|-----------------|---|---------|---|--|--|
| ④ 相談対応          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て親子からの相談への対応策が、相談者に寄り添ったものであるか。</li> <li>・相談内容により、関係機関と必要かつ適切な連携を図ることができる対応方法が示されているか。</li> </ul>                                     | 10点     | 2 |  |  |
| ⑤ 交流促進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨、目的を認識し、利用者同士の交流促進の方策及び利用者と地域の方策が具体的に示されているか。</li> <li>・子育て関連情報の収集方法、情報提供方法について、地域の状況やルールの立地条件等を踏まえた具体的かつ効果的な提案となっているか。</li> </ul> | 10点     | 2 |  |  |
| ⑥ 安全対策・個人情報保護対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルーム利用者の安全確保のため、リスクを認識した具体的な危機管理方法が示されているか。</li> <li>・個人情報保護に対する考え方が、具体的かつ適切に示されているか。</li> </ul>   | 5点      | 1 |  |  |
|                 |   | 50点(満点) |   |  |  |